

## 新居浜市地域公共交通網形成計画の計画期間延長について

### 1 計画期間延長の趣旨

本市では、新居浜市地域公共交通網形成計画を平成29年度に策定し、計画期間を平成30年度から令和4年度までの5年間としておりました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により交通事業者の経営状況が急激に悪化する一方で、少子高齢化の進展による交通弱者の増加、情報技術を活用した自動運転をはじめ様々な技術や交通サービスの出現など、公共交通を取り巻く環境は劇的に変化しています。このような状況をふまえ、本市では公共交通空白地域の解消および交通弱者の移動手段確保のため、令和4年度より川西地区のデマンドタクシーの実証運行開始、Ma a S車両の導入など新たな取り組みを進めているところです。

また、地域公共交通活性化再生法の改正（R2.11.27 施行）により、全国の地方自治体において地域公共交通計画の策定が努力義務に位置づけられるとともに、国の運行補助を受けている生活交通路線については、同計画と連動した路線の維持・確保に取り組むことが求められることとなりました。

このため、次期計画策定に向け市民アンケートの実施など準備を進めているところですが、前述した環境の変化や新たな取り組みの内容を踏まえ、持続可能かつ利便性の高い公共交通網の実現に向け実効性のある計画とするため、現計画期間を令和5年度まで延長し、切れ目なく次期計画を令和6年度から開始することといたしたく存じます。

### 2 計画期間延長に伴う変更内容

#### (1) 計画の期間

現行の計画期間（平成30年度から5年間）を令和5年度までの6年間に延長する

#### (2) 計画の目標

計画期間延長に伴い、目標年次の数値を令和5年度における数値へ変更する

#### (3) 目標達成のための施策・事業

計画期間延長に伴い、実施スケジュールを令和5年度まで延長する